

令和2年度 第1回碧南市福祉有償運送運営協議会 次第

日時：令和3年2月4日（木）

午後2時30分～

場所：市役所 会議室4・5（2階）

1 会長あいさつ

2 副会長の指名

3 議 題

（1）福祉有償運送において碧南市が付加する独自要件について
（資料1～3）

（2）NPO法人大樹の会の福祉有償運送運営状況及び対価の変更について
（資料4-①～⑤）

（3）NPO法人ゆるりんの福祉有償運送運営状況について（報告）
（資料5-①～⑤）

4 その他

碧南市福祉有償運送運営協議会委員等名簿

令和2年度
(順不同・敬称略)

	氏名	フリガナ	所属等	備考
1	鈴木 隆史	スズキ タカシ	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官	新任
	(代理)高岸 皓輝	タカシ ヒロキ	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局輸送・監査担当	
2	禰宜田 知司	ネキタ トシジ	利用者の代表 (碧南市老人クラブ連合会会長)	会長
3	鈴木 たか子	スズキ タカコ	利用者の代表 (碧南市身体障害者福祉協会会長)	
4	古井 恵	フルイ メグミ	市民の代表	
5	永坂 幸子	エガサカ サチコ	ボランティア団体の代表 (碧南市更生保護女性会会長)	
6	磯貝 厚子	イソガイ アツコ	福祉有償運送事業者の代表 (NPO法人ゆるりん)	
7	植田 哲也	ウエダ テツヤ	タクシー協会の代表 (愛知県タクシー協会刈谷碧南支部長)	新任
8	新美 惣英	ニミ ソウエイ	タクシー事業者の代表 (三光陸運株式会社)	
9	佐野 達郎	サノ タツロウ	タクシー事業者の代表 (名鉄知多タクシー株式会社)	新任
10	藤井 嘉久	フジイ ヨシヒサ	タクシー事業者の代表 (愛知みどり交通株式会社)	
11	小湊 孝政	コミナト タカマサ	タクシー運転者の代表 (名鉄知多タクシー株式会社労働組合)	
12	山本 政裕	ヤマモト マサヒロ	市(主宰者)の職員 (碧南市健康推進部長)	新任

(任期2年、令和3年2月4日～令和5年2月3日)

参考人

築山 佳林	ツキヤマ カリン	NPO法人ゆるりん	福祉有償運送事業者
布間 裕子	フマ コウコ	NPO法人大樹の会	福祉有償運送事業者
犬塚 宏子	イヌヅカ ヒロコ	NPO法人大樹の会	福祉有償運送事業者

事務局

杉浦 浩二	スギウラ コウジ	碧南市福祉こども部	福祉課長
河原 睦	カワハラ ムツミ	碧南市福祉こども部	福祉課社会福祉係長
三島 翁	ミシマ オキナ	碧南市健康推進部	高齢介護課長
小林 圭介	コバヤシ ケイスケ	碧南市健康推進部	高齢介護課長補佐
伊東 寛貴	イトウ ヒロキ	碧南市健康推進部	高齢介護課高齢福祉係主事

新	旧
<p>(自家用有償旅客運送)</p> <p>第四十九条 法第七十八條第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、<u>市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二條第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前條各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一 <u>過疎地域自立促進特別措置法第二條第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を來訪する者の運送（以下「交通空白地有償運送」という。）</u></p> <p>二 <u>乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であるとして認められ、かつ、単独でタクシニー（タクシニー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二條第一項に規定するタクシニーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、<u>第五十一條の二十五の名簿に記載されている者</u>）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）</u></p>	<p>(自家用有償旅客運送)</p> <p>第四十九条 法第七十八條第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 <u>市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）</u></p> <p>二 <u>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二條第二項に規定する特定非営利活動法人又は前條各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二條第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一條の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「公共交通空白地有償運送」という。）</u></p> <p>三 <u>特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシニー（タクシニー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二條第一項に規定するタクシニーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（次項第三号において「身体障害者等」という。）であつて第五十一條の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）</u></p>

新

- イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
- ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条に規定する精神障害者
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者
- ニ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ヘ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

旧

- イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
- ロ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
- 二 当該区域又は地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該区域又は地域を管轄する市町村長が認めた場合には、次の各号に掲げる運送を行う者は、それぞれ、当該各号に定める旅客の運送を行うことができる。
 - 一 前項第一号に掲げる運送を行う者 当該区域への来訪者又は当該区域の滞在者
 - 二 前項第二号に掲げる運送を行う者 当該地域への来訪者又は当該地域の滞在者のうち当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者でない者（同号の同伴者を除く。）
 - 三 前項第三号に掲げる運送を行う者 身体障害者等のうち第五十一条の二十五の名簿に記載されていない者及びその付添人

項目	道路運送法及び同法施行規則（概要）	碧南市が付加する独自要件 (条は碧南市における福祉有償運送事業運営規程に該当)
運送主体	<p>法第78条第1項第2号 事業実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人 <p>規則第48条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人又は一般財団法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会 ・自治会、青年団、観光関係の協議会など、「権利能力なき社団」 	<p>第2条 事業実施者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が相当数見込まれること
運送の対象	<p>法第78条第2号、規則第49条第2号 福祉有償運送の対象</p> <p>他人の介助によらず移動することが困難で、単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 身体障害者 身体障害者福祉法第4条該当者 ロ 精神障害者 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条該当者</u> ハ 知的障害者 <u>障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号該当者</u> ニ 要介護者 介護保険法第19条第1項該当者 ホ 要支援者 介護保険法第19条第2項該当者 ヘ 地域支援事業対象者 <u>介護保険法施行規則第140条の62の4第2号該当者</u> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 令和2年11月27日付け愛運支局公示第15号「その他の障害を有する者」 ・自閉症、学習障害の等の発達障害を有する者で他人の介助によらずに移動することが困難かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な者 等 	<p>対象者の基準は資料2-②のとおり (対象者の確認方法)</p> <p>①NPO法人が利用者アセスメント表を作成し、該当者であることを確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>②NPO法人は、新規登録者を市へ報告</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③市が手帳の保持を確認又は市が認定基準に基づき確認</p>
運転者	<p>規則第51条の16 運転者</p> <p>①普通第二種免許を有することを基本</p> <p>②普通第一種免許を有し、過去2年以内に停止されていない者で、イ又はロを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 大臣が認定する講習を修了 ロ イに準ずるものとして大臣が認める要件を備えていること 	<p>第3条 運転者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21歳以上であること ・普通第一種免許を有する期間が3年以上
車両内の表示	<p>規則第51条の24 車両内の掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償旅客運送を行う市町村の規定として、名称、運転者の氏名、対価に関する事項の表示はあるが、福祉有償運送の規定はない。 	<p>第4条 車両内の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送の対価、自動車登録番号
会員登録簿	<p>規則第51条の25 旅客名簿</p> <p>旅客について、以下の事項を記載した名簿を作成し、事務所に常備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所、運送を必要とする理由、その他必要な事項 	<p>第5条 旅客の名簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市からの求めにより会員登録簿を閲覧に供する
実施状況等報告	<p>法第79条の10 事故の報告</p>	<p>第8条 実施状況等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市からの求めに応じること ・事故発生時は市へ報告 ・苦情があった場合は市へ報告
変更事項の届出等	<p>法第79条の7 変更登録等</p> <p>規則第51条の13第1項 軽微な変更</p>	<p>第6条 変更事項の届出等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30日以内に市へ報告 ・下記の異動状況を3ヶ月毎に市へ報告 (1) 使用車両 (2) 運転者 (3) 利用者の状況

運送の対象者とする基準

(施行規則第49条、令和2年11月27日付け愛運支局公示第15号を参考に)

- イ 身体障害者（身体障害者福祉法第4条該当者）
身体障害者手帳保持者のうち
 - ①「肢体不自由」は、体幹3級保持
 - ②「視覚障害」は、4級保持
 上記以外は、調査票の「2生活機能に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
- ロ 精神障害者
精神障害者保健福祉手帳1級保持
上記以外は調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
- ハ 知的障害者
療育手帳A判定保持
上記以外は調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
- ニ 要介護認定者（介護保険法第19条第1項該当者）
 - ①介護認定2以上
 - ②介護度1の場合は、介護保険認定調査票による日常生活自立度が判定項目Ⅱa（知的障害）以上またはA1（身体障害）以上を原則とするが、「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容により判断する
- ホ 要支援認定者（介護保険法第19条第2項該当者）
介護保険認定調査票による日常生活自立度が判定項目Ⅱa（知的障害）以上またはA1（身体障害）以上を原則とするが、「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容及び介護予防計画の位置付けにより判断する
- ヘ 地域支援事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号該当者）
調査票の「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容及び介護予防計画の位置付けにより判断する
- ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
 - a その他肢体不自由の者
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - b 内部障害
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - c 発達障害
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - d 自閉症
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - e 学習障害
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - f その他の障害
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

運送の対象者の確認方法について

(1) 該当者であることが明らかな場合

- ① NPO法人が利用者アセスメント票を作成し該当者であることを確認する
- ↓
- ② NPO法人は、新規登録者を3ヶ月ごとに市へ報告する
- ↓
- ③ 市は、新規登録者が該当者であることを基準により確認する

(2) 該当者であることが明らかでない場合

- ① NPO法人が利用者アセスメント票を作成し該当者であることを確認する
- ↓
- ② NPO法人は、新規申請者を直ちに市へ報告する
- ↓
- ③ 市は、新規申請者が該当者であることを基準により確認し、NPO法人に連絡する
- ↓
- ④ NPO法人は、新規申請者を新規登録者として事業の会員とする

碧南市の移動制約者の動向について

移動制約者とは、道路運送法施行規則第49条第2号に規定された者で、身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護・要支援・地域支援事業対象者の認定を受けている者、その他障害等で単独での移動が困難な者であって単独では公共交通機関を利用することが困難な者を指します。

	令和2年 4月1日現在 (前年度比)	平成31年 4月1日現在
身体障害者	2,157人 (0.4%)	2,148人
精神障害者	565人 (6.0%)	533人
知的障害者	646人 (3.2%)	626人
要介護認定者	1,909人 (1.9%)	1,873人
要支援認定者	817人 (6.8%)	765人
地域支援事業対象者	32人 (▲33.3%)	48人
合計(移動制約者)	6,126人 (2.2%)	5,993人
人口	73,180人 (0.1%)	73,104人
移動制約者/人口	8.4%	8.1%

NPO法人大樹の会による福祉有償運送実施状況
 ※1月～12月の3年間の推移

	平成30年	令和元年	令和2年
延べ輸送回数／距離	18回／108km	15回／97km	9回／56km
会 員 数	3人	3人	3人
運転者数／車両台数	27人／23台	24人／21台	24人／22台
事故・苦情の報告	無	無	無

使用車両 NPO法人大樹の会

令和2年12月31日現在

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者又は使用者	車名 運転者	自動車保険 (単位:万円)				自動車提供契約書	備考		
							対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者		有効期限	契約書	登録年
1	軽自	平成26年	R4.2.26	後部スロープ装置・熏いす庫	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R3.6.27	○	26年3月	-
2	小型	平成25年	R3.1.30	後部スロープ装置・熏いす庫	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R3.6.27	○	25年2月	-
3	軽自	平成22年	R2.12.12	電動リフト装置・兼業用庫	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R3.6.27	○	24年8月	-
4	軽自	平成26年	R3.10.21	後部スロープ装置・熏いす庫	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R3.6.27	○	26年10月	-
5	軽自	平成20年	R3.4.11	後部スロープ装置・熏いす庫	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R3.6.27	○	31年4月	-
6	軽自	平成23年	R4.2.24		大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R3.6.27	○	23年2月	-
7	軽自	平成29年	R4.1.22	後部スロープ装置・熏いす庫	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R3.6.27	○	29年1月	-
8	軽自	平成19年	R3.1.30	電動リフト装置・熏いす庫	大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R3.6.27	○	19年1月	-
9	軽自	平成23年	R4.7.29		大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R3.6.27	○	30年7月	-
10	軽自	平成21年	R3.2.17		大樹の会	-	無制限	無制限	5,000	※1	R3.6.27	○	31年2月	-
11	軽自	平成25年	R4.10.16		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	1,000	R3.2.2	○	26年1月	-
12	小型	平成27年	R4.3.24		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※3	R3.4.3	○	27年4月	-
13	軽自	平成21年	R3.4.22		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	1,000	R3.1.31	○	27年5月	-
14	小型	平成27年	R4.3.9		個人所有	個人所有	無制限	無制限	無制限	-	R3.12.21	○	R2年11月	-
15	軽自	平成21年	R4.7.30		個人所有	個人所有	無制限	無制限	7,000	※4	R3.2.27	○	25年12月	-
16	軽自	平成29年	R4.2.26		個人所有	個人所有	無制限	無制限	-	1,000	R3.5.31	○	29年3月	-
17	軽自	平成25年	R4.4.21		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	R3.4.13	○	25年4月	-
18	軽自	平成28年	R3.4.7		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※4	R3.4.8	○	R2年7月	-
19	軽自	平成26年	R3.5.29		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	-	R3.9.9	○	27年10月	-
20	小型	平成26年	R3.5.27		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	-	R5.1.12	○	26年6月	-
21	軽自	平成29年	R4.3.9		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	R3.10.27	○	29年3月	-
22	軽自	平成27年	R4.7.16		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	R3.4.30	○	27年7月	-

※1 入院10,000円/日 通院5,000円/日

※2 5日以上の場合は入院 200,000円

※3 5日以上の場合は入院 100,000円

※4 5日未満入院10,000円 5日以上入院 100,000円

令和2年使用車両異動分

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者又は使用者	車名 運転者	自動車保険 (単位:万円)				自動車提供契約書	備考		
							対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者		有効期限	契約書	登録年月日
1	軽自	平成28年	R3.4.7		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	-	R3.4.8	○	R2年7月	R2年7月
2	普通	平成20年	R3.2.24		個人所有	個人所有	無制限	無制限	無制限	-	R3.12.21	○	20年2月	R2年11月
3	小型	平成20年	R4.3.9		個人所有	個人所有	無制限	無制限	無制限	-	R2.12.27	○	27年2月	R2年11月

運転者名簿 NPO法人大樹の会

令和2年12月31日現在

No.	氏名	年齢	自動車免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証(※)	運転者就任承諾書 宣誓書	車両持込	優良区分	備考
1	運転者1	68	普通一種	昭和46年4月5日	令和5年5月9日	○	○	-	優良	
2	運転者2	56	普通一種	平成11年11月9日	令和3年9月29日	○	○	-	一般	
3	運転者3	51	普通一種	昭和63年3月16日	令和3年5月18日	○	○	-	一般	
4	運転者4	69	普通一種	昭和59年4月24日	令和4年4月19日	○	○	-	優良	
5	運転者5	71	普通一種	昭和60年4月13日	令和5年4月10日	○	○	○	一般	
6	運転者6	60	普通一種	昭和59年12月11日	令和5年11月3日	○	○	○	一般	
7	運転者7	58	普通一種	平成9年7月23日	令和5年8月18日	○	○	○	優良	
8	運転者8	53	普通一種	昭和61年12月8日	令和4年11月18日	○	○	○	優良	
9	運転者9	68	普通一種	昭和46年7月14日	令和3年4月14日	○	○	○	優良	
10	運転者10	40	普通一種	平成11年8月4日	令和5年3月28日	○	○	-	一般	
11	運転者11	52	普通一種	昭和62年7月3日	令和7年1月5日	○	○	-	優良	
12	運転者12	35	普通一種	平成16年4月13日	令和6年9月8日	○	○	-	一般	
13	運転者13	59	普通一種	昭和62年7月28日	令和4年8月20日	○	○	○	一般	
14	運転者14	61	普通一種	昭和58年7月11日	令和5年3月8日	○	○	-	一般	
15	運転者15	67	普通一種	昭和59年6月13日	令和6年12月4日	○	○	-	優良	
16	運転者16	51	普通一種	昭和63年7月29日	令和6年8月25日	○	○	-	優良	
17	運転者17	71	普通一種	昭和46年5月19日	令和3年11月16日	○	○	○	一般	登録 令和2年7月1日
18	運転者18	68	普通一種	昭和54年6月13日	令和5年1月6日	○	○	-	一般	
19	運転者19	48	普通一種	平成9年9月26日	令和5年4月30日	○	○	-	優良	
20	運転者20	70	普通一種	昭和45年4月10日	令和4年9月18日	○	○	○	優良	
21	運転者21	53	普通一種	昭和61年7月11日	令和5年10月30日	○	○	○	一般	
22	運転者22	47	普通一種	平成4年3月25日	令和5年10月7日	○	○	○	一般	
23	運転者23	68	普通一種	昭和46年4月9日	令和3年9月23日	○	○	-	優良	
24	運転者24	63	普通一種	昭和51年8月11日	令和4年4月24日	○	○	○	優良	

※ 移動ネットあいちによる講習を修了したことを示します

令和2年運転者異動者

No.	氏名	年齢	自動車 免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証	運転者就任承諾書 宣誓書	車両持込	優良区分	備考
1	運転者25	74	普通一種	昭和48年2月3日	令和3年7月1日	○	○	-	一般	抹消 令和2年6月29日
2	運転者17	70	普通一種	昭和46年5月19日	令和3年11月16日	○	○	○	一般	登録 令和2年7月1日

会員名簿 NPO法人大樹の会

令和2年12月31日現在

No.	氏名	性別	移動制約事由					備考①	備考②
			障害者	要介護等			その他		
				介護度	支援度	有効期限			
1	会員1	男	1種1級	***	***	***	***	下肢	
2	会員2	男	1種1級	***	***	***	***	視覚障害	
3	会員3	男	1種1級	***	***	***	***	視覚障害	

令和2年会員異動者

なし

<運送の対価として収受する金額>

●移動料金

・普通車両

利用者乗車地点→降車地点の走行距離により算出をします。

走行距離2キロまで 380円

その後、走行1キロあたり 110円

・ストレッチャー対応福祉車両

事務所発→利用者乗車地点→降車地点の走行距離により算出をします。

走行距離4キロまで 700円

その後、走行1キロあたり 110円

料金表

走行距離	普通車両 移動料金	走行距離	ストレッチャー対応車両 移動料金
	利用者乗車地点→降車地点		事務所発→利用者乗車地点 →降車地点
2 km まで	380円	4 km まで	700円
3 km	490円		
5 km	710円	5 km	810円
10 km	1,260円	10 km	1,360円
20 km	2,360円	20 km	2,460円

<運送の対価以外の対価として収受する金額>

項目	金額	備考
イ) 迎車回送料金	—	移動料金に組み込んでいるので別途請求はしない
ロ) いきがいサービス料金	600円/ 30分	外出等の付き添い・待機の時間 運転者とは別に介助者を必要とした場合など 病院内の付き添い時のみ30分500円で
ハ) 乗降介助料金		
介護保険・障害福祉サービス適用の場合	保険料の自己負担額	運転者がヘルパーとして乗降介助を行う。
上記保険適用外の場合	420円/回	運転者が乗降介助を行う際の介助料。乗降介助に15分未満の場合
車イス等使用料	100円/回	車椅子・リクライニング車椅子・ストレッチャー

会員となる時の入会金、年会費は専ら団体の維持・運営に当てられるのでここでの対価には含めない。

タクシー運賃とNPOの料金比較 大樹の会

<タクシー運賃と迎車料(120円)の1/2>

走行距離	タクシー運賃			大樹の会 (普通車)		大樹の会 (ストレッチャー対応車)	
	距離	運賃	1/2				
1.178km	1.178km	720円	360円	380円	105.6%	700円	194.4%
	1.429km	810円	405円		93.8%		172.8%
	1.680km	900円	450円		84.4%		155.6%
	1.931km	990円	495円		76.8%		141.4%
2km	2.182km	1,080円	540円	490円	90.7%	700円	129.6%
	2.433km	1,170円	585円		83.8%		119.7%
	2.684km	1,260円	630円		77.8%		111.1%
	2.935km	1,350円	675円		72.6%		103.7%
3km	3.186km	1,440円	720円	600円	83.3%	700円	97.2%
	3.437km	1,530円	765円		78.4%		91.5%
	3.688km	1,620円	810円		74.1%		86.4%
	3.939km	1,710円	855円		70.2%		81.9%
4km	4.190km	1,800円	900円	710円	78.9%	810円	90.0%
	4.441km	1,890円	945円		75.1%		85.7%
	4.692km	1,980円	990円		71.7%		81.8%
	4.943km	2,070円	1,035円		68.6%		78.3%
5km	5.194km	2,160円	1,080円	820円	75.9%	920円	85.2%
	5.445km	2,250円	1,125円		72.9%		81.8%
	5.696km	2,340円	1,170円		70.1%		78.6%
	5.947km	2,430円	1,215円		67.5%		75.7%
6km	6.198km	2,520円	1,260円	930円	73.8%	1,030円	81.7%
	6.449km	2,610円	1,305円		71.3%		78.9%
	6.700km	2,700円	1,350円		68.9%		76.3%
	6.951km	2,790円	1,395円		66.7%		73.8%
7km	7.202km	2,880円	1,440円	1,040円	72.2%	1,140円	79.2%
	7.453km	2,970円	1,485円		70.0%		76.8%

8km	7.704km	3,060円	1,530円		68.0%		74.5%
	7.955km	3,150円	1,575円	1,040円	66.0%	1,140円	72.4%
9km	8.206km	3,240円	1,620円	1,150円	71.0%	1,250円	77.2%
	8.457km	3,330円	1,665円		69.1%		75.1%
	8.708km	3,420円	1,710円		67.3%		73.1%
	8.959km	3,510円	1,755円		65.5%		71.2%
10km	9.210km	3,600円	1,800円	1,260円	70.0%	1,360円	75.6%
	9.461km	3,690円	1,845円		68.3%		73.7%
	9.712km	3,780円	1,890円		66.7%		72.0%
	9.963km	3,870円	1,935円		66.7%		72.0%
11km	10.214km	3,960円	1,980円	1,370円	69.2%	1,470円	74.2%
	10.465km	4,050円	2,025円		67.7%		72.6%
	10.716km	4,140円	2,070円		66.2%		71.0%
	10.967km	4,230円	2,115円		64.8%		69.5%
12km	11.218km	4,320円	2,160円	1,480円	68.5%	1,580円	73.1%
	11.469km	4,410円	2,205円		67.1%		71.7%
	11.720km	4,500円	2,250円		65.8%		70.2%
	11.971km	4,590円	2,295円		64.5%		68.8%
13km	12.222km	4,680円	2,340円	1,590円	67.9%	1,690円	72.2%
	12.473km	4,770円	2,385円		66.7%		70.9%
	12.724km	4,860円	2,430円		65.4%		69.5%
	12.975km	4,950円	2,475円		64.2%		68.3%
14km	13.226km	5,040円	2,520円	1,700円	67.5%	1,800円	71.4%
	13.477km	5,130円	2,565円		66.3%		70.2%
	13.728km	5,220円	2,610円		65.1%		69.0%
	13.979km	5,310円	2,655円		64.0%		67.8%
14km	14.230km	5,400円	2,700円	1,810円	67.0%	1,910円	70.7%
	14.481km	5,490円	2,745円		65.9%		69.6%
	14.732km	5,580円	2,790円		64.9%		68.5%

15km	14.983km	5,670円	2,835円		63.8%		67.4%
	15.234km	5,760円	2,880円	1,920円	66.7%	2,020円	70.1%
	15.485km	5,850円	2,925円		65.6%		69.1%
	15.736km	5,940円	2,970円		64.6%		68.0%
	15.987km	6,030円	3,015円		63.7%		67.0%
16km							
16km	16.238km	6,120円	3,060円	2,030円	66.3%	2,130円	69.6%
	16.489km	6,210円	3,105円		65.4%		68.6%
	16.740km	6,300円	3,150円		64.4%		67.6%
	16.991km	6,390円	3,195円		63.5%		66.7%
17km							
17km	17.242km	6,480円	3,240円	2,140円	66.0%	2,240円	69.1%
	17.493km	6,570円	3,285円		65.1%		68.2%
	17.744km	6,660円	3,330円		64.3%		67.3%
	17.995km	6,750円	3,375円		63.4%		66.4%
18km							
18km	18.246km	6,840円	3,420円	2,250円	65.8%	2,350円	68.7%
	18.497km	6,930円	3,465円		64.9%		67.8%
	18.748km	7,020円	3,510円		64.1%		67.0%
	18.999km	7,110円	3,555円		63.3%		66.1%
19km							
19km	19.250km	7,200円	3,600円	2,360円	65.6%	2,460円	68.3%
	19.501km	7,290円	3,645円		64.7%		67.5%
	19.752km	7,380円	3,690円		64.0%		66.7%
20km							

タクシー運賃算定

普通車A運賃で算定

初乗運賃	1.178kmまで	600円
加算運賃	251mごとに	90円
迎車料金	—	120円

大樹の会運賃算定

初乗運賃	2kmまで	380円
加算運賃	1kmごとに	110円

・その後上記料金のおり

・利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出

・上記料金の他乗降介助料として利用者負担有り

NPO法人ゆるりんによる福祉有償運送実施状況

※1月～12月の3年間の推移

	平成30年	令和元年	令和2年
延べ輸送回数／距離	92回／323.7km	92回／388.5km	107回／406.1km
会 員 数	7人	7人	7人
運転者数／車両台数	5人／4台	5人／4台	5人／4台
事故・苦情の報告	無	無	無

使用車両 NPO法人ゆるりん

令和2年12月31日現在

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者 又は使用者	車名 運転者	自動車保険					(単位:万円)			備考	
							対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限	契約書	自動車提 供契約書	登録年	削除年	
1	軽自	平成15年	R3.2.13	車いす固定1基	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	5,000	R4.2.24	○	-	H15.2.14	-	
2	普通	平成17年	R3.2.22	車いす固定2基	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	5,000	R4.2.24	○	-	H17.2.23	-	
3	普通	平成23年	R3.2.27	車いす固定2基	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	5,000	R4.2.24	○	-	H23.2.28	-	
4	軽自	平成27年	R4.5.28	回転シート	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	5,000	R4.7.16	○	-	H27.6.3	-	
5																

令和2年使用車両異動分

なし

運転者名簿 NPO法人ゆるりん

令和2年12月31日現在

No.	氏名	年齢	自動車 免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証	運転者就任記録 書・宣誓書	車両持込	優良区分	備考
1	運転手1	60	普通一種	昭和53年4月10日	令和7年9月9日	○	○	—	優良	
2	運転手2	52	普通一種	昭和61年2月26日	令和4年7月5日	○	○	—	優良	
3	運転手3	60	普通一種	昭和53年4月3日	令和5年8月29日	○	○	—	優良	
4	運転手4	52	普通一種	昭和61年12月10日	令和4年1月5日	○	○	—	一般	
5	運転手5	51	普通一種	昭和62年4月23日	令和7年9月30日	○	○	—	一般	

※ 移動ネットあいちによる講習を修了したことを示します。

令和2年運転者異動者

なし

会員名簿 NPO法人ゆるりん

令和2年12月31日現在

No.	氏名	性別	移動制約事由				備考①	備考②	
			障害者	要介護等					その他
				介護度	支援助	有効期限			
1	会員1	男	***	***	***	A	療育手帳		
2	会員2	男	5	4	***	***	体幹5級 上肢7級		
3	会員3	女	***	***	***	A	療育手帳		
4	会員4	男	1	***	***	A	療育手帳 体幹1級		
5	会員5	男	1	***	***	A	療育手帳 体幹1級		
6	会員6	女	***	2	R5.4.30	***			
9	会員7	男	2	1	R3.1.31	***	身体2級		

令和2年会員異動者

No.	氏名	性別	移動制約事由				備考①	備考②	
			障害者	要介護等					その他
				介護度	支援助	有効期限			
1	会員8	女	***	4	***	R2.2.29	R2.1.2退会		
2	会員9	男	***	2	***	R3.1.31	R2.5.22入会 R2.10.31退会		
3	会員7	男	2	1	***	R3.1.31	身体2級 R2.7.2入会		

＜運送の対価として収受する金額＞

●移動料金

- ・ 走行2キロまで 400円
- ・ その後、下記料金表の通り
利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出をします。

料金表

乗車距離	特定非営利活動法人ゆるりん
2 km	400円
3 km	520円
5 km	840円
10 km	1640円
20 km	3280円

＜運送の対価以外の対価として収受する金額＞

項目	金額	備考
イ) 迎車回送料金	—	移動料金に組み込んでいるので別途請求はしない
ロ) 待機料金	—	
ハ) その他の料金		
介助料（介護保険外）	1000円／時	運転者が乗降介助を行う際の介助料
ストレッチャー使用料	1000円／回	

※ 金額は税抜き

会員となる時の入会金、年会費は専ら団体の維持・運営に当てられるのでここでの対価には含めない。

タクシー運賃とNPOの料金比較(普通車)ゆるりん

<タクシー運賃と迎車料(120円)の1/2>

走行距離	タクシー運賃			ゆるりん	
	距離	運賃	1/2		
1.178km	1.178km	720円	360円	400円	111.1%
	1.429km	810円	405円		98.8%
	1.680km	900円	450円		88.9%
	1.931km	990円	495円		80.8%
2km	2.182km	1,080円	540円	520円	96.3%
	2.433km	1,170円	585円		88.9%
	2.684km	1,260円	630円		82.5%
	2.935km	1,350円	675円		77.0%
3km	3.186km	1,440円	720円	680円	94.4%
	3.437km	1,530円	765円		88.9%
	3.688km	1,620円	810円		84.0%
	3.939km	1,710円	855円		79.5%
4km	4.190km	1,800円	900円	840円	93.3%
	4.441km	1,890円	945円		88.9%
	4.692km	1,980円	990円		84.8%
	4.943km	2,070円	1,035円		81.2%
5km	5.194km	2,160円	1,080円	1,000円	92.6%
	5.445km	2,250円	1,125円		88.9%
	5.696km	2,340円	1,170円		85.5%
	5.947km	2,430円	1,215円		82.3%
6km	6.198km	2,520円	1,260円	1,160円	92.1%
	6.449km	2,610円	1,305円		88.9%
	6.700km	2,700円	1,350円		85.9%
	6.951km	2,790円	1,395円		83.2%
7km	7.202km	2,880円	1,440円	1,320円	91.7%
	7.453km	2,970円	1,485円		88.9%

8km	7.704km	3,060円	1,530円		86.3%
	7.955km	3,150円	1,575円	1,320円	83.8%
9km	8.206km	3,240円	1,620円	1,480円	91.4%
	8.457km	3,330円	1,665円		88.9%
	8.708km	3,420円	1,710円		86.5%
	8.959km	3,510円	1,755円		84.3%
10km	9.210km	3,600円	1,800円	1,640円	91.1%
	9.461km	3,690円	1,845円		88.9%
	9.712km	3,780円	1,890円		86.8%
	9.963km	3,870円	1,935円		86.8%
11km	10.214km	3,960円	1,980円	1,800円	90.9%
	10.465km	4,050円	2,025円		88.9%
	10.716km	4,140円	2,070円		87.0%
	10.967km	4,230円	2,115円		85.1%
12km	11.218km	4,320円	2,160円	1,960円	90.7%
	11.469km	4,410円	2,205円		88.9%
	11.720km	4,500円	2,250円		87.1%
	11.971km	4,590円	2,295円		85.4%
13km	12.222km	4,680円	2,340円	2,120円	90.6%
	12.473km	4,770円	2,385円		88.9%
	12.724km	4,860円	2,430円		87.2%
	12.975km	4,950円	2,475円		85.7%
14km	13.226km	5,040円	2,520円	2,280円	90.5%
	13.477km	5,130円	2,565円		88.9%
	13.728km	5,220円	2,610円		87.4%
	13.979km	5,310円	2,655円		85.9%
14km	14.230km	5,400円	2,700円	2,440円	90.4%
	14.481km	5,490円	2,745円		88.9%
	14.732km	5,580円	2,790円		87.5%

15km	14.983km	5,670円	2,835円		86.1%
	15.234km	5,760円	2,880円	2,600円	90.3%
	15.485km	5,850円	2,925円		88.9%
	15.736km	5,940円	2,970円		87.5%
	15.987km	6,030円	3,015円		86.2%
16km	16.238km	6,120円	3,060円	2,760円	90.2%
	16.489km	6,210円	3,105円		88.9%
	16.740km	6,300円	3,150円		87.6%
	16.991km	6,390円	3,195円		86.4%
17km	17.242km	6,480円	3,240円	2,960円	91.4%
	17.493km	6,570円	3,285円		90.1%
	17.744km	6,660円	3,330円		88.9%
	17.995km	6,750円	3,375円		87.7%
18km	18.246km	6,840円	3,420円	3,120円	91.2%
	18.497km	6,930円	3,465円		90.0%
	18.748km	7,020円	3,510円		88.9%
	18.999km	7,110円	3,555円		87.8%
19km	19.250km	7,200円	3,600円	3,280円	91.1%
	19.501km	7,290円	3,645円		90.0%
	19.752km	7,380円	3,690円		88.9%
20km					

タクシー運賃算定

普通車A運賃で算定

初乗運賃	1.178kmまで	600円
加算運賃	251mごとに	90円
迎車料金	—	120円

ゆるりん運賃算定

初乗運賃	2kmまで	400円
------	-------	------

- ・その後上記料金のとおり
- ・利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出
- ・上記料金の他乗降介助料として利用者負担有り

○碧南市福祉有償運送運営協議会規程

平成19年1月11日公告第2号

改正

平成21年2月17日公告第21号

碧南市福祉有償運送運営協議会規程

碧南市福祉有償運送運営協議会規程(平成18年碧南市公告第1号)の全部を改正する。
(設置)

第1条 本市における福祉有償運送(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)第51号第3号の福祉有償運送をいう。以下同じ。)の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るとともに、福祉有償運送の必要性及び福祉有償運送を行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要な事項を協議するため、碧南市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の規定により自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送について協議が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名する職員
- (2) 想定される福祉有償運送の利用者の代表
- (3) 市民の代表
- (4) ボランティア団体の代表
- (5) 本市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表
- (6) タクシー事業者が組織する団体の代表
- (7) タクシー事業者の代表
- (8) タクシーの運転者の代表
- (9) 市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の全員一致をもって決するものとする。ただし、全員一致の協議が調わないときは、委員のうちから市長があらかじめ指名した者が協議し、決定するものとする。

4 協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 第2条に規定する協議事項について協議会において協議が調ったときは、当該協議に係る関係者は、その結果を尊重し、当該協議に係る事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 前項に規定する場合において、法第79条の登録を受けようとする者は、速やかに当該登録の申請を行うものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康推進部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年1月11日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成21年2月17日公告第21号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

○碧南市における福祉有償運送事業運営規程

平成19年1月11日公告第3号

改正

平成21年2月17日公告第21号

碧南市における福祉有償運送事業運営規程

碧南市における福祉有償運送事業運営規程（平成18年碧南市公告第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、碧南市における福祉有償運送事業（以下「事業」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（事業実施者）

第2条 事業は、法78条第2号に規定する者であって相当数の利用者が見込まれるものが行うものとする。

（運転者）

第3条 事業の用に供する車両（以下「使用車両」という。）の運転者は、施行規則第51条の16第1項に規定するもののほか次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- （1） 21歳以上であること。
- （2） 普通第一種免許を有する期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上であること。

（車両内の表示）

第4条 事業を実施する者（以下「事業主体」という。）は、施行規則第51条の19第3項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を利用者に見やすいように使用車両の内部に掲示しなければならない。

- （1） 運送の対価
- （2） 自動車登録番号

（旅客の名簿）

第5条 事業主体は、施行規則第51条の25の名簿を適切に管理しなければならない。
2 事業主体は、市長から前項の名簿の閲覧の求めがあった場合は、これを閲覧に供するものとする。

（変更事項の届出等）

第6条 事業主体は、施行規則第51条の13第1項に規定する軽微な事項を変更したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業主体は、次に掲げる事項の異動状況を3月ごとに市長に報告しなければならない。

- （1） 使用車両に関する事。
- （2） 運転者に関する事。
- （3） 利用者の状況に関する事。

（相談等の窓口）

第7条 福祉有償運送に関する相談、苦情、事故等に対応するため、相談、事故報告等の受付窓口を設置する。

2 前項の受付窓口の担当区分は、次のとおりとする。

- （1） 福祉こども部福祉課 障害者に関する事。
- （2） 健康推進部高齢介護課 高齢者に関する事。

(実施状況等の報告)

第8条 事業主体は、事業の実施状況について市長から報告の求めがあったときは、これに応じなければならない。

2 事業主体は、事業に係る事故が発生したときは、速やかに事故の状況を市長に報告しなければならない。

3 事業主体は、事業に係る苦情の申出があったときは、苦情の内容を市長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成19年1月11日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成21年2月17日公告第21号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。